

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 決定設計の欄には、査定（再調査を含む。）決定された数量、単価及び金額を記載し、国土交通大臣の同意を得て、その設計を変更した場合には、最近の変更設計に係る数量、単価及び金額を記載すること。
- 2 違算、計上もれに係るものについては、摘要欄にその旨を記載すること。
- 3 歩掛が、令第6条第2項により国土交通大臣の同意を得た歩掛の1.2倍をこえるものについては、摘要欄に当該増減の割合（例普通作業員=1.45倍）を記載すること。
- 4 総合単価を使用した箇所に係る単価、歩掛についての決定設計欄は、合計の金額のみを記載し、変更設計欄の記載は1によるものとする。